

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条の規定に基づき、神戸フィッシャリーナ施設運営等事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定したので、PFI法第11条第1項の規定により客観的評価の結果を次のとおり公表する。

令和3年9月3日

神戸市長 久元 喜造

## 神戸フィッシャリーナ施設運営等事業の特定事業の選定について

### 1. 事業概要

#### (1) 事業名称

神戸フィッシャリーナ施設運営等事業

#### (2) 事業の対象となる公共施設等の名称及び所在地

- ①名称：神戸フィッシャリーナ
- ②所在地：神戸市垂水区海岸通12番地の一部及び地先
- ③面積：9, 293 m<sup>2</sup>

#### (3) 公共施設等の管理者等

神戸市長 久元 喜造

#### (4) 事業内容

本市が定める神戸フィッシャリーナ施設運営等事業事業者募集要項等（以下「募集要項等」という。）により選定された民間事業者（以下「事業者」という。）は、神戸フィッシャリーナ施設運営等事業契約（以下「事業契約」という。）を締結し、以下の事業を実施する。

##### ①義務的事業

事業者は、以下の事業を行わなければならない。

施設改修等業務（施設撤去業務含む）、施設維持管理業務、施設運営業務

##### ②任意事業

事業者は、義務的事業のほかに、本事業の実施に事業者が有効と考える附帯事業を本市の承認を得たうえで行うことができる。

#### (5) 事業方式

本事業は現行事業者が保有する施設（管理事務所を除く。）を本事業の事業者に譲渡したうえで施設の改修・維持管理及び運営を行うRO（Rehabilitate Operate）方式とする。

#### (6) 事業期間

令和4年4月1日～令和24年3月31日

#### (7) 費用負担等の取り扱い

事業者は、本事業に要する資金を自ら調達し、本施設の改修・維持管理及び運営に関する費用を賄うとともに、本市に対して水面占用料及び管理事務所使用料を支払うものとする。

本市は、事業者に対し、本施設の改修・維持管理及び運営に関する費用を、施設管理料として神戸フィッシャリーナ条例に定める使用料収入の範囲内で支払うものとする。

本市及び事業者は、事業開始の2年後、その後5年ごとに施設管理料の改定について協議することができることとする。

### 2. 評価方法

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」及び「神戸フィッシャリーナ施設運営等事業実施方針」に基づき、事業期間全体にわたる本市の財政負担額の定量的評価及びPFI事業として事業実施することによるサービス水準に関する定性的評価を行い、総合的な評価を行うこととする。

### 3. PFI事業により事業実施する場合の定量的評価

#### (1) 定量的評価の方法

本事業について、事業期間中、本市が自ら事業実施する場合とPFI事業により事業実施する場合を比較し、本市の財政負担額の総額を比較評価することで定量的な評価を行った。

#### (2) 前提条件

本市が自ら事業を実施する場合とPFI事業により事業実施する場合の本市の財政負担額の算定にあたり設定した前提条件は、以下のとおりである。

なお、これらの前提条件は、本市が特定事業の選定の判断のために設定したものであり、実際の事業提案内容を制約するものではない。

区分	本市が自ら事業実施	PFI事業により事業実施
本市の収入	①使用料	①使用料 ②公課公租税 ③水面占用料・管理事務所使用料
本市の支出	①施設改修等費（施設撤去費含む） ②施設維持管理費 ③施設運営費	①施設管理料

#### (3) 評価結果

上記(2)の前提条件に基づき、事業期間中、PFI事業により事業実施する場合、本市の財政負担額の総額が約5,800万円削減できることが確認できた。

### 4. PFI事業により事業実施する場合の定性的評価

本事業をPFI事業により事業実施する場合、PFI事業実施の経験及びその成果等が得られていることを踏まえて、以下のとおり、定性的な効果が期待される。

#### (1) 良質なサービスの提供

本市のモニタリングによって公共性・安全性を確保しつつ、事業者が有する専門的な知識や技術、情報を最大限に活用することにより、利便性・快適性を有したサービスの提供と利用者負担の低減の実現を期待できる。

#### (2) 長期・継続的な事業の実現

事業契約に基づき、20年間の長期・継続的な事業運営を認めることにより、安定的かつ戦略的な事業実施が可能となり、利用者等のニーズや環境の変化に応じた柔軟なサービスの提供が期待できる。

#### (3) 効率的な事業実施の実現

事業者の資金及び経営能力を活用することで、効率的な施設整備及び災害等緊急時の柔軟な対応を実現することが期待できる。また、事業契約に基づいて本市と事業者が適切にリスク負担を図ることにより、効率的な事業実施が期待できる。

### 5. PFI事業により事業実施する場合の総合的評価

本事業をPFI事業により事業実施することにより、本市が自ら事業を実施する場合に比べ、定量的評価及び定性的評価において効果を期待することができる。

以上より、本市は、本事業をPFI事業として事業実施することが適当であると認め、PFI法第7条に基づき、本事業を特定事業として選定する。